

川島町部活動地域展開検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたり中学校の生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する観点から、中学校が主体であった部活動について、地域が主体となり関係者が連携して実施するための体制（以下「地域展開」という。）を検討するため、川島町部活動地域展開検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について調査・検討するものとする。

- (1) 部活動の地域展開の在り方に関すること。
- (2) 持続可能な地域連携・地域クラブ活動の環境整備等に関すること。
- (3) その他、部活動の地域展開に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域のスポーツ関連団体の代表者
- (3) 地域の文化芸術関連団体の代表者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 行政関係者
- (6) 前5号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の任期中であっても特定の地位又はその職(以下「地位等」という。)にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 検討委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 教育委員会は、部活動に関して協議する必要がある事項が発生した際は、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して検討委員会の招集を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、会議で検討された事項について、より専門的な内容を検討する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、第3条に掲げる委員及び委員長が必要と認めた者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長が必要と認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。

8 部会長は、部会での会議の経過及び結果を委員長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、川島町教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(川島町部活動地域連携に向けた検討会議設置要綱の廃止)

- 2 川島町部活動地域連携に向けた検討会議設置要綱（令和6年教委告示第1号）は、
廃止する。